

議案第 38 号

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第39条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。